

27 消安第 4201 号  
平成 27 年 11 月 6 日

動物検疫所長 殿

動物衛生課長

日本向けに輸出される豚の輸入検疫期間中のインフルエンザの精密  
検査について

日本向けに輸出される豚の輸入検疫期間中のインフルエンザの精密検査については、平成 21 年 4 月 30 日に世界保健機関が新型インフルエンザの警戒レベルをフェーズ 5（パンデミック）と宣言したことを踏まえ、「日本向けに輸出される豚の輸入検査について」（平成 21 年 4 月 30 日付け動物衛生課長通知。以下「課長通知」という。）にて全頭に対して実施するよう通知していたところです。

その後、新型インフルエンザ（A/H1N1）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）第 44 条の 2 第 3 項に基づく「新型インフルエンザ等感染症」とは認められなくなったため、通常の季節性インフルエンザとして取扱い、その対策も通常のインフルエンザ対策（定点報告の情報収集及び提供、予防・啓発の取組等）に移行する旨が平成 23 年 3 月 31 日付けで厚生労働大臣より公表されました。さらに、現在まで新たな新型インフルエンザの流行は確認されていないことや、課長通知に基づく全頭検査結果も踏まえ、貴所における全頭検査は抽出検査に見直して差し支えないものと判断したことから、今後は貴所において、状況に応じた的確な検査を実施していただきますようお願いします。

なお、本通知の発出に併せ、同課長通知は廃止することをお知らせします。また、再び豚のインフルエンザの流行の兆しが察知された場合又は世界保健機関により警戒レベルが引き上げられた場合には、改めて当該検査体制を見直すことを申し添えます。